

	質問	回答
1	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等がございますか。	提出書類は提出日で差し支えありません。入札書は実際の提出日としてください。
2	自家発補給電力の契約はありますか。	ございません。
3	【契約電力500kw以上の施設について】 現在の契約電力が500kw以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	契約電力が500kw以上で仕様書の契約電力と異なる施設はございません。
4	【契約電力500kw以上の施設について】 現在の契約電力と直近12ヶ月分の最大需要電力を教えてくださいいただけますでしょうか。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値にあわせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	現在の契約電力は仕様書に記載のとおりです。直近12ヶ月分の最大需要電力はR6年度分であれば仕様書別紙2に記載してあります。
5	【契約電力500kw以上の施設について】 契約電力が1施設で500kw以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
6	【契約電力500kw以上の施設について】 供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
7	【契約電力500kw未満の施設について】 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kw以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	ございません。
8	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。
9	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。 なお、可能な限り速やかな発送をお願いしております。

10	送電開始日は現在の計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	同日となります。
11	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	差し支えありません。
12	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか。)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	御認識のとおりです。
13	自動検針装置設置状況は仕様書の通りでお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	仕様書上宮下病院及び南会津病院が手動検針となっておりますが、全施設自動検針となります。なお、変更に伴い仕様書別紙も差し替えております。
14	南会津病院について自動検針装置なし、手動検針と記載がございますが、電波環境により自動検針ができないなど、特別な事情はございますか。仮に弊社が落札した際、自動検針装置の設置に応じていただけますか。	上記13による
15	新電力の事業者とのご契約実績はございますか。(新電力とのご契約実績がある場合、自動検針装置の設置がある可能性が高いです。今一度ご確認願います。)	ございます。
16	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容及び契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	電気供給契約書(案)第20条に基づき、別途協議します。
17	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札書と内訳書には指定はありません。封筒については、入札説明書5(4)を御確認ください。
18	各施設分の予定契約電力及び予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらですか。	内訳書については「福島県 病院経営課」HPに掲載されている「入札内訳書」の様式を御活用願います。
19	各施設においてプラン形態(季節別・時間帯別等)が異なる場合、全て季節別プランとしての内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	上記18と同様
20	弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額(電源調達調整単価)での応札、契約締結は可能ですか。	仕様書3-(1)のとおりです。

2 1	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	上記20のとおりです。
2 2	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定書元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。	落札決定後、別途協議いたします。
2 3	落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認できない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	福島県病院局財務規程第229条に基づき、福島県報で公示します。 落札者決定日の翌日から起算して七十二日以内に公示します。
2 4	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。
2 5	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただきますことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
2 6	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
2 7	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び、請求確定後にマイページにより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	承知いたしました。
2 8	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退いたします。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	再度入札が発生したタイミングで御提出ください。 また、辞退届は任意様式で構いません。
2 9	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能ですでしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。

30	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	差し支えありません。
31	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願い致します。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。	電気供給契約書（案）第3条のとおり契約単価は一意に決まります。
32	東北電力の電気標準約款にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能でしょうか。	上記20のとおりです。
33	「みなし小売電気事業者が採用する燃料費等調整単価によらず、落札者独自の調整方法」や「毎月の燃料費等調整を行わないこと」を認める可能性はありますか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
34	契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、弊社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能でしょうか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
35	弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）の内容の加除について、もしくは別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能ですか。	電気供給契約書（案）の記載内容については、協議できません。記載内容の疑義及び電気供給契約書（案）に定めのない事項については、第20条により協議を行います。
36	電気料金を調達者様と使用者様（自動販売機業者様等）とで、分割して支払う契約はございますか。	ございません。
37	郵送にて入札に参加した場合、落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。もしくは開札時に立会した場合、その情報は開示されますか。また、ホームページ等で公表されますか。	他社の応札情報については開示しません。
38	入札書へ記載する金額は、入札説明書のとおり端数処理して算定いたしますが、料金請求の算定にあたっては、弊社の電気標準約款にもとづく端数処理方法により請求することは可能でしょうか。	上記24を御参照ください。
39	委任者から受任者への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」以降の書類について受任者で提出することは可能でしょうか。	差し支えありません。
40	各種様式に記載する日付について指定はありますか。なければ、提出日（発送日）を記載することで問題ないですか。	上記1のとおりです。
41	入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょうか。また、入札書の押印を省略した場合、封緘印の押印は必要でしょうか。	封印としての封筒への押印をお願いします。封緘印は代表者印（受任印）でよろしいです。また、入札説明書「5 入札書の提出方法」に基づき、入札書へは省略せずに押印願います。

4 2	需要場所毎に異なる基本料金単価、電力量料金単価を設定して応札してよろしいでしょうか。	差し支えありません。
4 3	委任状（様式2）の委任期間は、「自」を提出月日、「至」を令和9年3月31日と記載してよろしいでしょうか。	差し支えありません。
4 4	入札書（様式4）について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人で記載し、代表者の押印は不要でしょうか。	代理人の記名及び押印があれば不要です。
4 5	各需要場所において、契約期間中に、トランス増設や受電設備の変更など契約電力に影響がある公示の予定はございますか。	ございません。
4 6	入札説明書16（3）には「内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする」という記載の後に「契約単価は、内訳書に記載された単価の金額とし、当該金額に銭未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる」との記載があります。明細書（契約書別紙2）の各契約単価は小数点以下第二位を保持したまま契約締結可能でしょうか。	差し支えありません。
4 7	現在契約されている事業者名を教えてください。	株式会社エネット様になります。
4 8	電力データの実績値（30分値、365日分）のエクセルデータを共有いただくことは可能でしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。
4 9	落札した場合、契約期間中に一般配送電事業者の託送料金単価等に料金改定があった際、契約料金単価の変更は可能でしょうか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
5 0	弊社が落札した場合、税込単価で契約させていただきます。料金項目ごとに料金計算し、端数が発生する場合は、小数点以下第一位を切り捨てします。最終的に料金項目を合算して各月の電気料金を算出します。問題ありませんでしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。
5 1	請求書の発行は拠点ごとに発行する対応が必要でしょうか。また、自動販売機設置メーカー等に電気使用分の請求を分けて、複数請求する対応が必要になりますでしょうか。	各施設毎の発行をお願いします。複数請求は不要です。
5 2	弊社が落札した場合、契約書については代表者印で締結しますが、各月の請求書については社印（角印）、且つデジタル印での対応となります。問題ありませんでしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。
5 3	入札書に記載する日付は、記入した日でしょうか。それとも、開札日になりますでしょうか。	上記1-1のとおりです。
5 4	入札金額を算出するにあたり、率に応じて、割引、割増を考慮する力率の適用は必要でしょうか。必要な場合、力率100%（15%引き）で計算すればよいでしょうか。	仕様書3（1）のとおりです。
5 5	開札後に、開札立ち会いが無くとも、参加した事業者名と入札金額を教えてください。	上記2-6を御参照ください。
5 6	弊社は各エリアの大手電力会社と異なる燃料費調整単価を採用しておりますが、問題ないでしょうか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
5 7	電力会社と同一の燃料費等調整単価を適用する場合、①どのメニューが該当するかプラン名②いつから実施の電気需要約款を適用するかご教示ください。	電力供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。

58	予備線・予備電源・自家発補給電力の契約はございますか。	上記2のとおりです。
59	契約期間中に契約電力の増加・減少を見込んでいますでしょうか。また、4月に契約電力の変更がある場合はご教示ください。送配電事業者から求められる情報をご共有いただけない場合は、希望日からの契約電力変更に関に合わないこともあります。ご了承くださいませ。	落札決定後、別途協議いたします。
60	環境配慮の観点から、WEBマイページにて請求書を確認いただいております。ご了承くださいませ。	差し支えありません。
61	請求書については毎月第5営業日・第6営業日を目途に発行しております。発行の前倒しはできかねますが、ご了承くださいませ。	差し支えありません。 なお、可能な限り速やかな発送をお願いしております。
62	落札した場合、小売電気事業者を切り替えるスイッチングの手続きが発生しますが、手続きに必要な契約名義や供給地点特定番号等は把握されていますでしょうか。また開札後のスイッチングスケジュールに関して、送配電事業者と確認されていますでしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。
63	契約書（案）に記載の支払期日を計量日の翌月21日（21日が銀行休業日の場合は、翌営業日）に設定いただきたく、協議することは可能でしょうか。	電気供給契約書（案）第20条に基づき、別途協議します。
64	入札書と入札内訳書はホチキス止め、製本等の指定はございますでしょうか。また、ホチキス止めの場合は、ホチキス箇所・割印箇所の指定がございましたら、ご教授ください。	特に指定はございません。
65	封印について、印鑑の指定（代表者印/代理人印など）、割印箇所の指定がございましたらご教授いただけますでしょうか。	代表社印で構いません。 割印箇所の指定は特にございません。
66	電気料金をお支払いいただく際、振込手数料はご負担いただける認識でおりますが、相違ございませんでしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。
67	電気料金をお支払いいただく際、分割振込のご予定はございますでしょうか。また、分割振込される場合、分担額通知書をメールやFAXにて事前にお知らせいただけますでしょうか。	ございません。
68	入札内訳書の作成に際し、端数処理についてご指定はございますでしょうか。	入札説明書6のとおりです。
69	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。 （例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）	落札決定後、別途協議いたします。
70	蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませ。	落札決定後、別途協議いたします。
71	内訳書の作成にあたり、仕様書3(1)に記載のとおり、力率を100%とし、12ヶ月分の力率割引額を基本料金割引額欄（C欄）に記載し、力率割引後の年間基本料金計を算出することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。力率割引の欄を設ける場合は、内訳書の「〇〇割引」欄を使用してください。

7 2	<p>契約電力が500kw未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。</p> <p>契約電力が500kw以上の施設においては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。</p> <p>契約電力が500kw以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の可能性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。</p>	承知いたしました。
7 3	<p>弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。</p>	落札決定後、別途協議いたします。
7 4	<p>1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。</p> <p>あると回答の場合は、対象施設と分担数を教えてください。</p> <p>また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただけます。</p> <p>分担支払いは請求書でのお振込みのみとなり、口座振替は対応しておりませんがよろしいでしょうか。</p> <p>なお、分担後の請求書の発行はできませんのでご了承ください。</p>	分担しての支払いはありません。
7 5	<p>経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による値引きについては、弊社では、燃料費等調整額とは別の個別項目での値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	落札決定後、別途協議いたします。
7 6	<p>弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。</p> <p>これについては、弊社は2026年6月1日供給開始時点で適用されている旧一般電気事業者の最新の約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、供給開始時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。</p> <p>※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値及び算定式のことであり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇.〇〇円）を固定するお願いではありません。</p>	落札決定後、別途協議いたします。
7 7	<p>供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみではなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。</p>	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
7 8	<p>地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
7 9	<p>契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	記載内容の疑義及び電気供給契約書（案）に定めのない事項については第20条により協議いたします。
8 0	<p>契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。</p>	承知いたしました。

8 1	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。	落札決定後、別途協議いたします。
8 2	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	ございません。
8 3	弊社は、制限中止割引の適用ができませんが、ご了承いただけますでしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。
8 4	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。	福島県病院局財務規程第229条に基づき、福島県報で公示します。 落札者決定日の翌日から起算して七十二日以内に公示します。
8 5	弊社落札の場合、電気事業法にもとづく契約締結前および契約締結後の書面交付（契約の更新時および変更時における契約締結前および契約締結後の書面交付も含まれます。）について、電子メールを送信する方法（PDF、テキスト等）等、電磁的方法により行うことをご承諾いただけますでしょうか。	落札決定後、別途協議いたします。 なお、電子契約については入札説明書16(5)のとおりです。